熊本市納骨堂条例（昭和５６年条例第１６号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後（案）</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
（趣旨）
第１条　この条例は、本市の納骨堂の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置、位置及び名称）
第２条　本市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）に基づき納骨堂を設置する。
２　前項の納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>熊本市桃尾霊堂</td><td>熊本市東区戸島町777番地</td></tr>
</table>
（使用者の資格）
第３条　納骨堂を使用することができる者は、本市に居住し、祖先の祭祀をつかさどるべき者又はこれに準ずる親族の焼骨（遺髪その他これに類するものを含む。以下同じ。）を収蔵すべき者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、この限りでない。
（使用の許可）
第４条　納骨堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
２　市長は、前項の許可をするに<u>当たって</u>は、管理上必要な条件を付することができる。
（使用期間及び更新）
第５条　納骨堂の使用期間は、次の各号に定めるところによる。
(1)　家族納骨壇　１０年
(2)　短期納骨壇　１年
</td><td>
（趣旨）
第１条　この条例は、本市の納骨堂の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置、位置及び名称）
第２条　本市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）に基づき納骨堂を設置する。
２　前項の納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>熊本市桃尾霊堂</td><td>熊本市東区戸島町777番地</td></tr>
</table>
（使用者の資格）
第３条　納骨堂を使用することができる者は、本市に居住し、祖先の祭祀をつかさどるべき者又はこれに準ずる親族の焼骨（遺髪その他これに類するものを含む。以下同じ。）を収蔵すべき者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、この限りでない。
（使用の許可）
第４条　納骨堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
２　市長は、前項の許可をするに<u>あたって</u>は、管理上必要な条件を付することができる。
（使用期間及び更新）
第５条　納骨堂の使用期間は、次の各号に定めるところによる。
(1)　家族納骨壇　１０年
(2)　短期納骨壇　１年
</td></tr>
</table>

２　前項の使用期間は、これを更新することができる。

３　前項の更新をしようとする者は、使用期間が満了する１月前までに市長に申し出てその許可を受けなければならない。

（使用権の承継）

第６条　納骨堂の使用権は、次項に定めるものを除くほか、他人に**譲渡し、**又は転貸してはならない。

２　祖先の祭祀をつかさどるべき者が納骨堂の使用権を承継しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て承認を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第７条　市長は、納骨堂の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の**いずれかに**該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1)　許可の条件に違反したとき。

(2)　法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3)　その他市長が特に管理上必要があると認めるとき。

（納骨壇の返還）

第８条　使用者は、次の各号の**いずれかに**該当するときは、速やかに当該納骨壇に収蔵した焼骨を引き取り、原状に回復して返還しなければならない。

(1)　納骨壇を使用しなくなったとき。

(2)　使用期間が満了したとき。

(3)　前条の規定により使用許可を取り消されたとき。

（保管及び改葬）

第９条　市長は、次の各号の**いずれかに**該当する場合は、納骨壇に収蔵されている焼骨を規則で定める場所に移して、１年間保管するものとする。

(1)　使用者が、使用期間が経過しても引き続き使用するための許可の申請をせず、かつ、使用期間満了後１月以内に焼骨を引き取らないとき。

２　前項の使用期間は、これを更新することができる。

３　前項の更新をしようとする者は、使用期間が満了する１月前までに市長に申し出てその許可を受けなければならない。

（使用権の承継）

第６条　納骨堂の使用権は、次項に定めるものを除くほか、他人に**譲渡**又は転貸してはならない。

２　祖先の祭祀をつかさどるべき者が納骨堂の使用権を承継しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て承認を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第７条　市長は、納骨堂の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の**一に**該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1)　許可の条件に違反したとき。

(2)　法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3)　その他市長が特に管理上必要があると認めるとき。

（納骨壇の返還）

第８条　使用者は、次の各号の**一に**該当するときは、速やかに当該納骨壇に収蔵した焼骨を引き取り、原状に回復して返還しなければならない。

(1)　納骨壇を使用しなくなったとき。

(2)　使用期間が満了したとき。

(3)　前条の規定により使用許可を取り消されたとき。

（保管及び改葬）

第９条　市長は、次の各号の**一に**該当する場合は、納骨壇に収蔵されている焼骨を規則で定める場所に移して、１年間保管するものとする。

(1)　使用者が、使用期間が経過しても引き続き使用するための許可の申請をせず、かつ、使用期間満了後１月以内に焼骨を引き取らないとき。

(2)　第７条の規定により、使用許可を取り消された者が許可取消しの日から１月以内に焼骨を引き取らないとき。	(2)　第７条の規定により、使用許可を取り消された者が許可取消しの日から１月以内に焼骨を引き取らないとき。
２　市長は、前項に規定する期間経過後も引き取りがない焼骨は、無縁塔に改葬するものとする。	２　市長は、前項に規定する期間経過後も引き取りがない焼骨は、無縁塔に改葬するものとする。
（使用料）	（使用料）
第10条　使用者は、次の各号に定める使用料を納付しなければならない。	第10条　使用者は、次の各号に定める使用料を納付しなければならない。
(1)　家族納骨壇（１壇）　１０年につき　２００，０００円	(1)　家族納骨壇（１壇）　１０年につき　２００，０００円
(2)　短期納骨壇（１壇）　１年につき　５，０００円	(2)　短期納骨壇（１壇）　１年につき　５，０００円
２　前項の使用料は、使用許可をする際に徴収する。	２　前項の使用料は、使用許可をする際に徴収する。
３　既納の使用料は返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	３　既納の使用料は返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
（使用料の減免）	（使用料の減免）
第11条　市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。	第11条　市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。
（指定管理者による管理）	
第12条　納骨堂の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。	**【新規】**
（指定管理者の指定の手続）	
第13条　前条の規定による指定を受けようとするものは、納骨堂の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。	**【新規】**
２　市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	

(1)　納骨堂の運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。 (2)　その事業計画書の内容が、納骨堂の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3)　その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。 (4)　前３号に掲げるもののほか、市長が定める基準	
（指定管理者が行う管理の基準） 第14条　指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、納骨堂の管理を行わなければならない。	【新規】
（指定管理者が行う業務） 第15条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)　納骨堂の維持管理に関する業務 (2)　焼骨の収蔵の受付に関する業務 (3)　前２号に掲げるもののほか、納骨堂の管理運営上市長が必要と認める業務	【新規】
（協定の締結） 第16条　指定管理者の指定を受けるものは市と納骨堂の管理に関する協定を締結しなければならない。 ２　前項の協定に定める事項は、規則で定める。	【新規】
（指定の取消し等に係る損害賠償） 第17条　市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。	【新規】
（秘密保持義務等）	

第18条　指定管理者及び指定管理者の行う業務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）第１２条の２に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、納骨堂の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。	【新規】
（委任）	（委任）
第19条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
（罰則）	（罰則）
第20条　次の各号のいずれかに該当する者は、１万円以下の過料に処する。	第13条　次の各号の一に該当する者は、１万円以下の過料に処する。
(1)　第６条第１項の規定に違反して他人に譲渡又は転貸した者	(1)　第６条第１項の規定に違反して他人に譲渡又は転貸した者
(2)　第８条の規定に違反して正当な理由がなく納骨壇の返還又は原状回復をしない者	(2)　第８条の規定に違反して正当な理由がなく納骨壇の返還又は原状回復をしない者
(3)　納骨堂内の施設設備又は樹木を損傷した者	(3)　納骨堂内の施設設備又は樹木を損傷した者

附　則

この条例は、公布の日から施行する。